

運用基準 19 公営住宅【個別附議基準】

公営住宅に係る開発行為については、協議の内容が次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- 1 申請に係る土地が、自然的社会的条件に照らして独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落であること。
- 2 神戸市住宅基本計画，市営住宅マネジメント計画等に位置づけられており，当該市街化調整区域に建設することがやむを得ないと認められるものであること。
- 3 主として当該既存集落及びその周辺の地域に居住する者を入居対象とすることを目的として建設される公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅であって，その規模がその地域の入居対象者数を勘案して適切であること。
- 4 道路その他必要な公共施設等を協議者自らが整備するものであること。